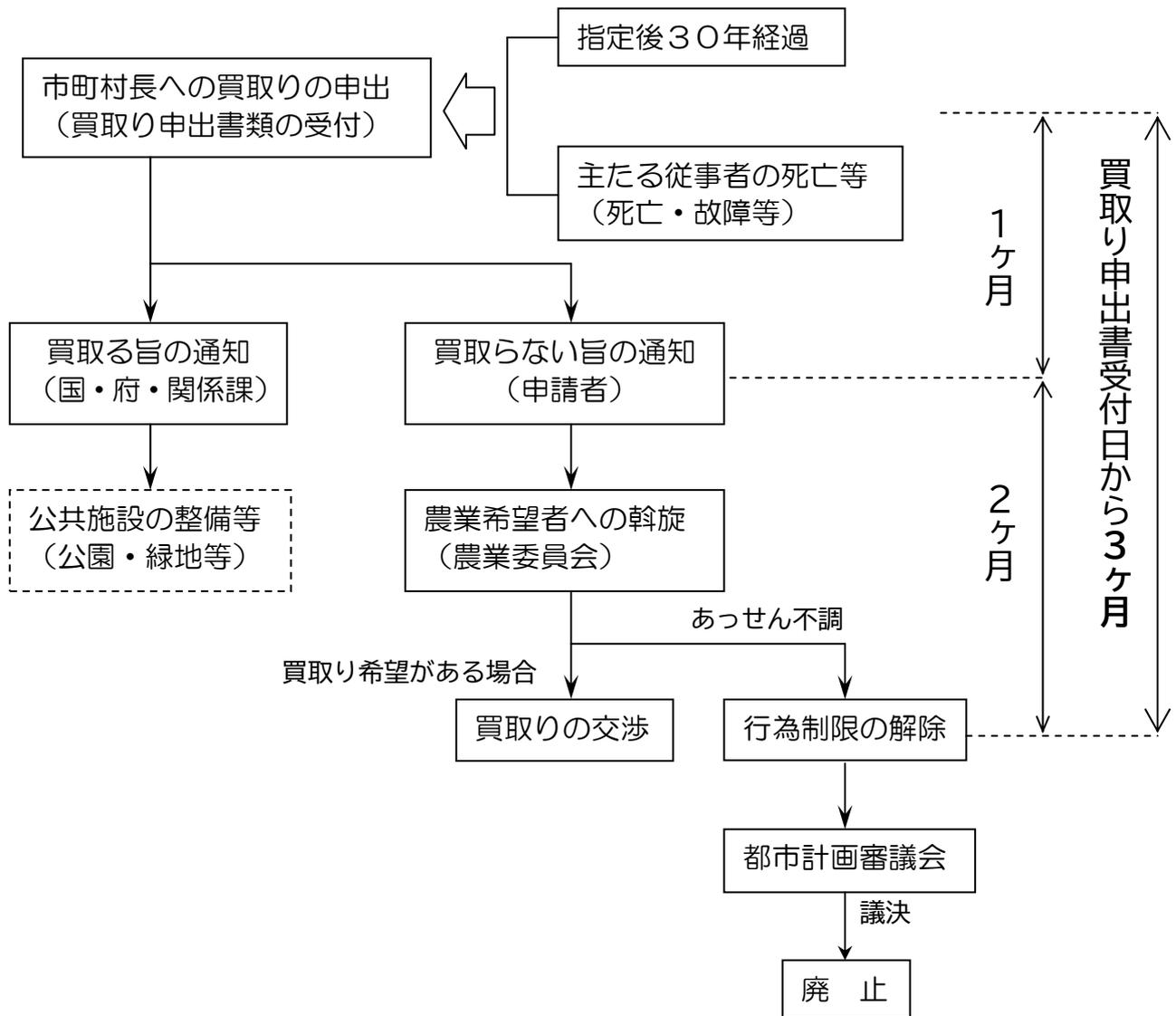


■生産緑地の買取り申出手続きの流れ



■買取り申出に必要な書類

<すべての方>

- | | | |
|---------------|---|----------|
| ①買取り申出書（実印必要） | － | 都市政策室 |
| ②登記簿謄本 | － | 法務局 |
| ③印鑑証明 | － | 市民室 |
| ④名寄せ帳 | － | 税務室資産税担当 |

<該当する場合>

- ・主たる従事者証明（死亡・故障の場合） － 農業委員会
- ・除籍抄本（死亡の場合） － 市民室
- ・医師の診断書（故障の場合）
- ・住民票等住所のつながりを証する書面（現住所と登記事項証明書の住所が異なる場合） － 市民室
- ・委任状（代理人が提出する場合）
- ・権利の消滅についての同意書（その他権利設定されている場合）（※）

※同意の範囲については事前に都市政策室に相談して下さい。

- ①当該生産緑地（農地等）において対抗要件を整えた地上権、借地権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権等を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、これらの権利に関する差し押さえの登記又はその農地等に関する買戻し特約の登記等の登記名義人。
- ②当該生産緑地に存する建築物その他の工作物の所有者及びこれらの所有権以外の権利者。
- ③第三者に対する対抗要件たる登記を有しない者であっても真実の所有者であれば同意が必要である。
- ④対抗要件のないものであっても地上権、借地権、賃借権等を有する者であれば同意が必要である。